

〔共同研究：近代日本の社会問題とそれへの対応〕

近代移行期の泉州槇尾山施福寺による土地所有権の獲得

島田克彦

はじめに

本論は、泉州の伝統的一山寺院（多数の僧侶や子院の集合体）である槇尾山施福寺（図1）が、近世から近代への移行期において、近代国家の認める土地（山林）所有権を獲得してゆく過程を明らかにするものである。筆者はこの主題に旧稿⁽¹⁾で取り組み、その成果は和泉市史の本編⁽²⁾に反映された。しかし筆者は、大きく二つの点で不十分であったと現時点で認識している。第一に、近世槇尾山における土地の複合的構成（山年貢地と朱印地）と、それを基礎とした山の空間構造の問題を、近代において施福寺が土地所有権を獲得してゆく過程と関連づけることができなかった。第二に、寺社領上知処分から地租改正へと展開してゆく明治政府の土地政策に、寺が具体的にどう対応したのかを明らかにできなかった。本稿は、これらの問題点の克服を目標に、史料を再調査・再検討した成果の

中間報告である。

近代移行期における寺社領の再編については、近年では宗教史研究における論及⁽³⁾が見られるが、具体的な空間構造を有する寺社領の存在形態と、その再編過程を事例ごとに説明する作業の蓄積はまだまだ不十分である。本稿では、施福寺及び信徒たちが、前近代以来の歴史の積み重ねを前提として、近代的土地所有権の論理に適合的な形態へと土地所有構造を再編すべく、土地政策に対応してゆくプロセスを再構成する。その作業は当然ながら、近代天皇制国家という新しい統治権力⁽⁴⁾に、寺や村といった地域が相対する際の主体性を説明することを意味する。その過程で地域の当事者が寺や村の来歴を捉え返す作業は、時に歴史認識の再構成にも及ぶ。本稿はこれらの論点を念頭に、寺社領解体から地租改正へと展開する土地政策に対して施福寺側がどのように対応し、土地（山林）所有権を獲得するに至るのかを説明するものである。

キーワード：槇尾山施福寺、土地所有権、空間構造、寺社領解体、地租改正

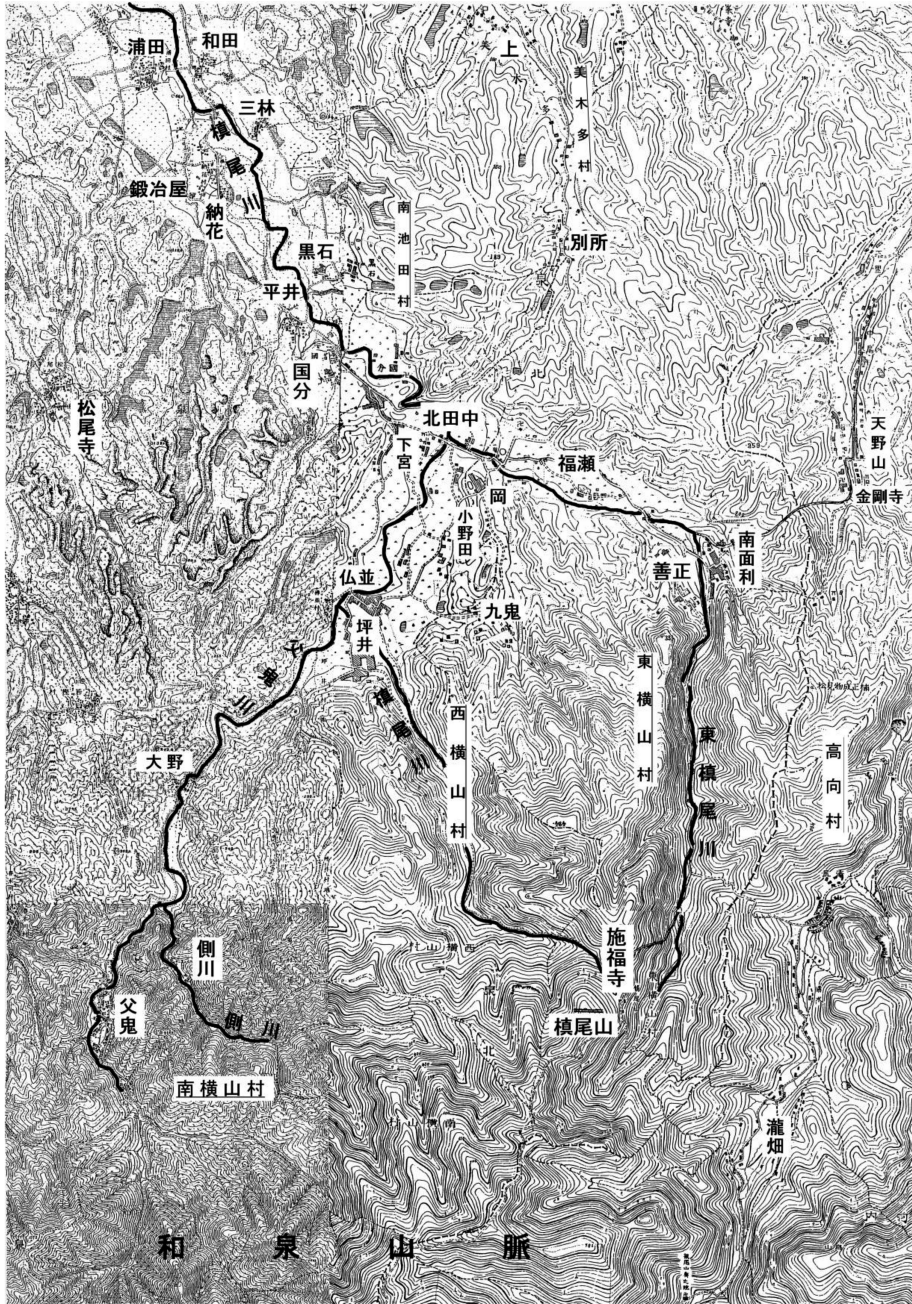


図1 槇尾山施福寺と周辺の村々

陸地測量部の仮製地形図（1885年測量）に加筆して作成。

1889年（明治22）4月、市制町村制施行時点の町村合併状況は以下の通り（*は図の範囲外）。

- 大鳥郡美木多村
- 別所・上・檜尾*・大森*・野々井*
- 泉郡南池田村
- 国分・平井・黒石・納花・鍛冶屋・三林・浦田・和田・万町*・室堂*
- 泉郡西横山村
- 坪井・仏並・小野田・下宮・北田中 【横山谷西部】
- 泉郡東横山村
- 槇尾山・南面利・善正・福瀬・九鬼・岡 【横山谷東部】
- 泉郡南横山村
- 大野（側川含む）・父鬼
- 錦織郡高向村
- 滝畑・日野*・高向*

第一章 榎尾山が近世に形成する土地との関係

及び空間構造

本章では議論の前提として、泉州の一山寺院榎尾山が近世に形成した土地との関係や空間構造を明らかにする。本章は、近代への移行期に実施された土地政策への、榎尾山施福寺による対応を検討するための準備である。

本章では、享保四年（一七一九）に作成された「泉州泉州郡榎尾山絵図」（池辺家所蔵）（図2）⁽³⁾を検討する。絵図は、泉州の一山寺院榎尾山が寺域を構える、和泉山脈の一部分を描いている。本章では絵図の検討を通じて、榎尾山が山中に形づく空間構造を明らかにする。

近世榎尾山に対する統一権力による支配は、豊臣秀吉による政權掌握の下で文禄年間に実施された検地に始まる。文禄検地は榎尾山に対し、土地との関係の取り結びや空間構造の形成という点で、朱印地と山年貢地による土地の構成という結果をもたらした。朱印地と山年貢地という土地の構成は近世において一貫して維持され、近代移行期に至る。そして土地の構成と空間構造は、本論の主題と深く関わる。

そこで本論で「榎尾山絵図」を検討するにあたり、二つの問いを立てたい。第一に、朱印地と山年貢地は、この絵図にどのように表現されているのであろうか。第二に、絵図に描かれる「御朱印引」は、何を区切っているのであろうか。これら二つの問いを念頭に、絵図

に表現された空間構造を明らかにしよう。

絵図が描く山の輪郭のうち、東・東南及び南は河内国と和泉国との境界である。北東・北及び北西は横山谷（和泉山脈北麓の盆地）と接している。

山中に、本堂をはじめとする寺院の堂舎や伽藍、それに小規模な建物群が密集して描かれている。これらの建物群は、すぐ後で述べるように、近世半ばに七〇余確認できる子院群である。一山寺院榎尾山の近世における実体は、これらの子院群であった。そして、堂舎や子院といった建物が密集して建ち並ぶ空間が、「御朱印引」と称する赤色の実線によって囲まれている。その意味については考察を経た後に述べるが、「御朱印引」に囲まれた空間が一山寺院榎尾山の中枢部であることは間違いない。

「御朱印引」内の本堂を起点として、南西方面に紀州道、南東方面には高野街道が延び、さらに北へ向かつては本谷道と大川谷道が延びて外部社会との交通路をなしている。本谷道と大川谷道がそれぞれに交差を繰り返す河川は、和泉山脈に源流を持つ榎尾川と東榎尾川である。二河川は横山谷の泉州北田中村付近で合流するが、絵図では河川は並行して描かれ、合流地点は絵図の範囲外となっている。

絵図に描かれた方角や道、河川は模式的であり、山の空間的広がりや正確に把握するのは難しいが、ここに描かれた山の全体が、文禄検地で四〇石の山年貢を賦課された空間と捉えてよいであろう。また、延宝年間に実施された検地の結果を、検地奉行は「一、雑木

(3)

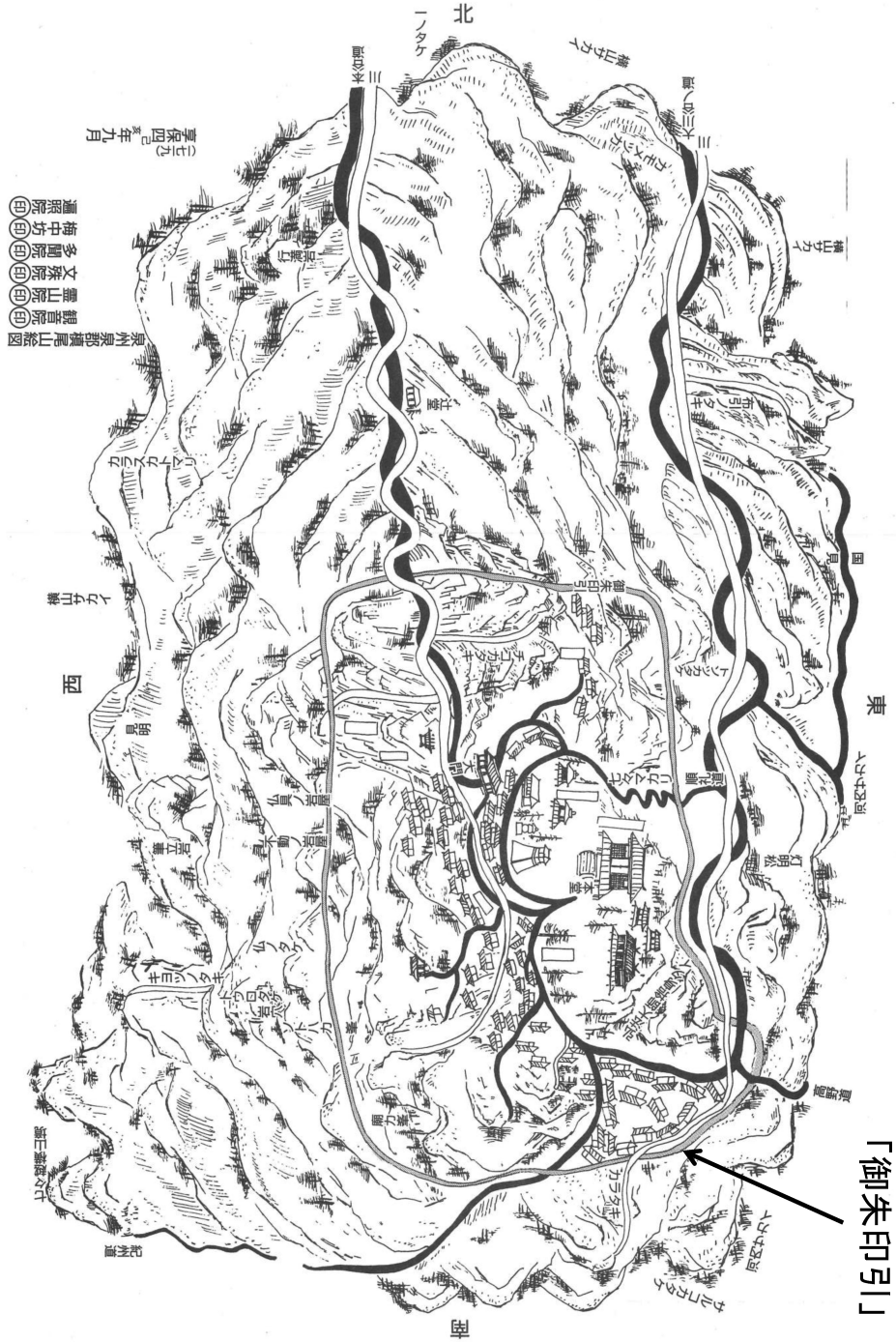


図2 「泉州泉州郡榎尾山絵図」(トレース図)

和泉市史編さん委員会編集 『和泉市史紀要第6集 榎尾山施福寺の歴史的综合調査研究(第二分冊)』(和泉市教育委員会、2001年)所収の図に加筆。

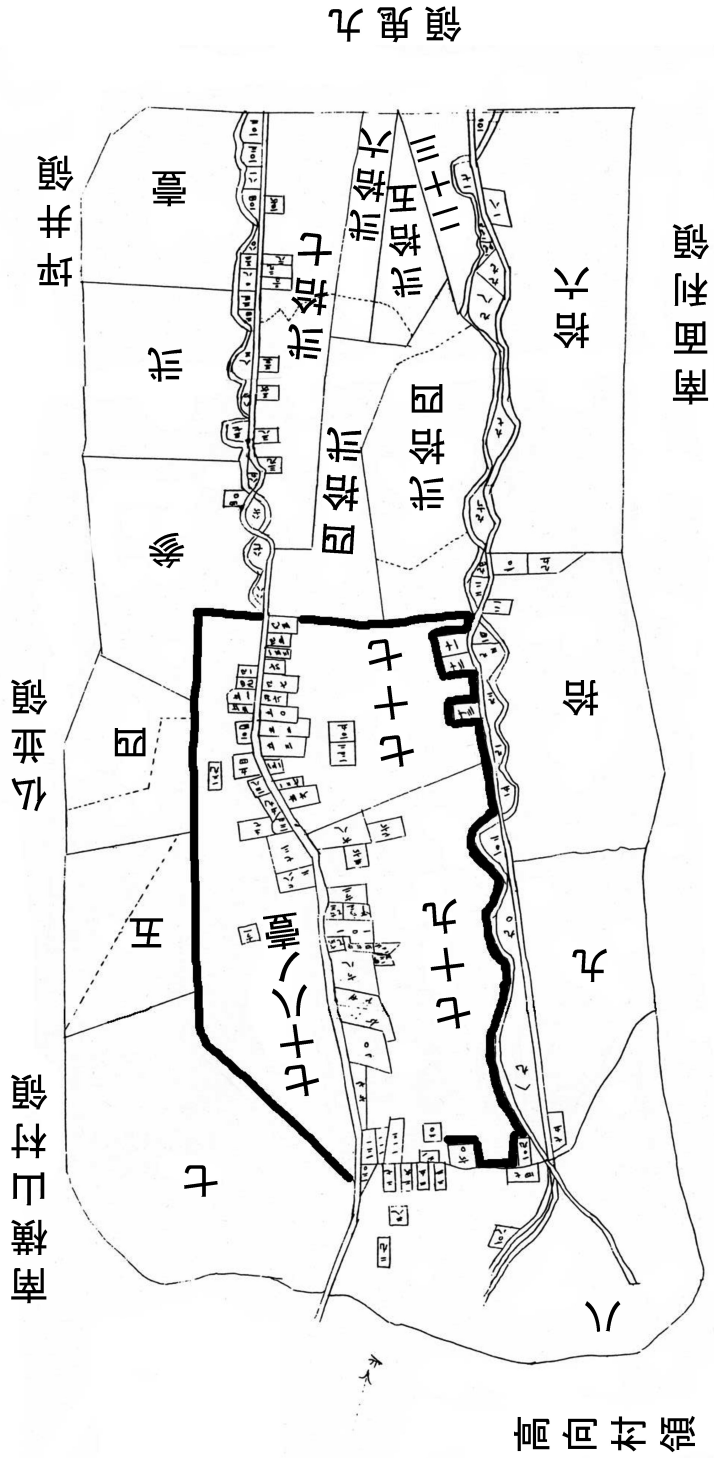


図3 横尾山の地籍図 (明治後期)

「大阪府泉北郡横山村大字横尾山全面地図 (但官簿ノ写)」(「天台宗務庁二条ノ山林売却副申願綴并認可書」(横尾山施福寺所藏文書・蔵3本箱7—6)所収)に
加筆して作成。

柴山／但高山場広山／榎尾山分／此山年貢四拾壹石五斗／是ハ寺僧中ヨリ古来ノ通御代官工直ニ可納」と書き留めた⁶⁾。この「雑木柴山」という記載から、山年貢賦課(延宝検地で四一・五石となる)が、山を空間的に区分するものではなかったことを確認しておきたい。

では、朱印地はどのように捉えられるであろうか。近世の榎尾山は朱印地として「寺屋敷六石」の領有を認められた。朱印地は四町八反余の空間とされ、具体的には一山寺院榎尾山を構成する堂舎・伽藍及び七〇子院の敷地に分割される形で存在していた。天明四年(一七八四)に朱印地を書き上げた史料⁷⁾に見える本堂その他や七〇の子院群については、絵図の「御朱印引」内に、ほぼその全てを確認できる。このことは、「御朱印引」の意味を定義するものではないが、朱印地の分割された形態である堂舎・子院群の敷地が分布しているのが「御朱印引」の範囲だと捉えることができる⁸⁾。

以上の検討を踏まえ、二つの問いに立ち返ってみよう。第一の問いに対しては、朱印地は「御朱印引」内部に建ち並ぶ堂舎・子院群の敷地に分割された形で存在し、山年貢地は絵図に描かれた山の全体である、と答えることができる。ここで、絵図に描かれた全体を山年貢地と捉えることの含意は、「御朱印引」内部の山も含む、という点にある。「御朱印引」は、敷地に分割された形で朱印地が存在する領域を意味し、必然的に寺の中枢部を区切る意味をも伴った。「御朱印引」の内部、すなわち寺の中枢部にも外部と連続して山が描かれているが、むしろ歴史的には、山林を伐り拓いて堂舎や子院が築造されてきたのである。ここでは、絵図に描かれた山の全体が、

榎尾山が山年貢を負担すべき空間であること、すなわち「御朱印引」が年貢地としての山を空間的に区切るものではないことを確認しておきたい。以上が第二の問いへの回答である。

以上の検討を基礎として、第二章と第三章では明治政府による土地政策が展開するなかで、近代の榎尾山施福寺が土地(山林)所有権を獲得してゆく過程を解明してゆく。議論の展開を念頭に、論点を整理しておこう。

第一に、近世の榎尾山は、朱印地の領有(敷地に分割された形態)と山年貢負担を根拠とする山の名請けを、検地の結果、認められた。榎尾山が土地・空間との間に取り結ぶ複合的な関係を「榎尾山絵図」の上で読み取ることができる。その意味で「榎尾山絵図」は、近世幕藩国家の公認を受けた、一山寺院榎尾山と土地との関係及び空間構造を画像化した史料と捉えることができる。

第二に、近代への移行過程において明治政府が実施する土地政策のなかで、近世榎尾山が土地・空間との間に取り結んで来た複合的な関係は、どのように再編されていくのであろうか。制度的には朱印地は寺社領上知命令⁹⁾(江戸幕府によって寺社領として認められてきた朱印地・除地を明治政府が没収する)の対象となつて政府に没収され、さらに寺社に対しては境内外区分の検査が実施される。年貢地は一般に近世に年貢を負担してきた事実が地租改正で認められれば地券が発行され、土地所有権の確立に至る。榎尾山施福寺の場合、このプロセスはどのように展開するのであろうか。朱印地と山年貢地による複合的な土地の構成と空間構造という、近世に培わ

れた槇尾山固有の条件を基礎とした、具体的な解明が必要である。

第二章 施福寺による山林所有権獲得の二段階と

山の空間構造

(1) 山林所有権獲得の二段階

明治期の槇尾山施福寺が山林所有権を獲得するプロセスを記した史料として、一九〇〇年(明治三三)頃に定められた「槇尾山施福寺永遠維持定則」⁽¹⁰⁾の「緒言」がある。以下、その全文を掲げる。

【史料1】

緒言

抑モ槇尾山施福寺所有山林タル、明治維新之際諸堂坊舎敷地并ニ墳墓地ヲ除クノ外所有民有地迄上地トナリ、為メニ用材ハ欠乏ヲ告ケ用途ノ資金ハ之ヲ助クルノ道ナク、荒涼日々甚シク於此不得止山内代理人山本豪順ヨリ上訴ニ及ビ、明治八年ニ至リ山林五百八十七町七畝^(マ)十三歩ノ民有地従前ノ通り御下渡ニ相成、是ニ於テ乎漸ク盲亀浮木ノ思ヒアラシム、故ニ之ヲ永世保存ノ計画ヲ為シ、寺院明細帳ニモ境外所有山林トシテ明カニ登録ス、而ルニ尚曩ノ住職民有地ヲ境内地下誤認スルノ上申ニ依リ上地ニ帰シタル残余ノ山林少ナシトセズ、依之明治十六年九月当時住職森島常巖始メ寺中一同更ニ右残余ノ山林御下戻シ之儀第一回請願シ、当時之戸長岸脇楠太郎及小川孫市・奥野庄玄等之レガ輔翼トナツテ尽力スルモ聞届ケ無之、然ルニ明治

二十二年七月一山一同第二回請願ヲ為シ、当時ノ戸長毛利三郎及岸脇・小川・奥野等熱心ニ周旋尽力スルモ、復タ其意ヲ貫カズ、百計此ニ尽キ、此ノ上請願スルニハ確實ナル事由ヲ以テ具申セザル可カラズ、而シテ其確實ナル事由ヲ取調ブルニハ巨額ノ費用ヲ要スルヲ以テ、施福寺ノ資力其目的ヲ達スル能ハザルノ不幸ニ莅メリ、是ニ至リテ当時ノ村長岸脇楠太郎及上杉泰賢・毛利三郎・木下元次郎・三浦楠五郎・小川孫市・奥野庄玄等ノ諸氏私財ヲ投ジ、第三回請願ヲ補助継続セシヲ以テ明治二十六年三月二十二日目的ヲ達シ、残余山林一百三十四町一反一畝十五歩(殆ンド五万円ノ価額)ノ御下渡ヲ蒙ルニ至リ、漸ク施福寺永遠ノ基礎ヲ強固ナラシムル事ヲ得タリ、故ニ施福寺山林ノ今日アルヲ致セルモノハ全ク辛苦經營ノ結果ニシテ輕忽粗略ニ付ス可カラザルヤ言ヲ待タサルナリ、之レ従来弊ヲ矯メ茲ニ定則ヲ設ケ一大刷新ヲ施シ、而シテ大ニ昔日ノ面目ヲ一洗シ永ク恩沢ノ余徳ヲ体シテ、以テ泉州随一ノ古刹タルヲ明カニスル所以ナリ

史料1は、施福寺が山林所有権を獲得してきたプロセスを記した後で、定則を定める目的が、合計七二二町歩に達した所有山林を、施福寺が基本財産として確実に維持していくことにある、と述べる。定則は、施福寺の組織と運営のあり方を成文化したものである。本論ではその内容には立ち入らないが、定則の基本的な性格は、住職(「山主」)に最大の権限を認めているが、有信信徒や信徒惣代、

会議等の装置が住職の専権を制約していることにある。定則が制定された当時の住職坊城皎然は、天台宗の本山である比叡山から送り込まれた人物であり、横山谷を中心とする信徒たちの意向を尊重しない傾向があった。例えば一八九三年（明治二六）の山林下げ戻しに功労のあった七名のうち子院住職であった上杉泰賢を除く六名は山林処分について特別の権限が認められ、寺から「特別信徒」として優遇措置を受けていたが、坊城住職は六名に報酬として総額一万円を支払った上で退任を促した。また坊城住職は、山林の一部を売却しようとする動きも見せたが、売却金の保管方法を明確に示さなかった。このように、施福寺による山林所有権の獲得が、比叡山から住職が送り込まれるという条件の下で山内に動揺をもたらしていた。こうした住職の姿勢に反発した信徒たちの力が、定則を制定させたのである（『横山編』より）。

以上の経緯から成立した定則には、その「緒言」で山林所有権を獲得するに至る経緯を記す必然性を有していた。そして同時に、「緒言」の叙述が山内情勢のなかで政治性を帯びることも避けられなかったと思われる。

以上のことに留意して「緒言」（史料1）を読み進め、施福寺が山林所有権を獲得するプロセスを再構成してみよう。

史料1の冒頭には「施福寺所有山林」が明治維新に伴って堂舎や墳墓地を除いて政府に没収されたことが記されている。その原因については記述がないが、明治末期の史料によると租税を滞納したことが原因であったという¹¹。榎尾山内の僧侶が上訴した結果、

一八七五年（明治八）に山林五八七畝一三步が下げ渡された。これが施福寺による山林所有権獲得の第一段階である。

史料1は続けて、第一次下げ渡しを受けてなお、先住職による誤った上申の結果、政府に没収されたままになっている山林が少なからず存在していたと述べる。そこで一八八三年（明治一六）九月、当時の住職森島常厳ら寺中一同が、戸長岸脇楠太郎（泉郡善正）・小川孫市（泉郡福瀬）・奥野庄玄（大鳥郡別所）らの援助を受けて下げ戻し請願を行ったが、政府に聞き届けられなかった。続いて一八八九年（明治二二）七月にも一山一同が第二回請願を行い、戸長毛利三郎（泉郡三林）¹²・岸脇・小川・奥野が同様に援助したが、このときも目的を果たすことはできなかった。

施福寺では続いて第三回請願に取りかかるが、史料1ではこの準備にあたり村長岸脇・上杉泰賢（施福寺住職）・毛利・木下元次郎（南郡包近）・三浦楠五郎（泉郡国分）・小川・奥野らが私財を投じたとして特筆されている。彼らの援助を受けて第三回請願を行ったところ聞き届けられ、一八九三年（明治二六）三月二日に山林一三四町一反一畝一五歩の下げ渡しを受けることに成功した。これが第二段階である。

施福寺は一八七五年と九三年の二段階にわたって政府から山林下げ渡しを受け、その結果、七二一町歩余りの山林所有主体となった。近代を迎えた施福寺にとって、近世に山年貢地であった山林の所有権を獲得することが大きな課題だったのである。ただし史料1によると、山林所有権確立の二つの段階には質的な差異があったことも

窺われる。第二段階の面積は第一段階の四分の一にすぎないが、下げ渡しの実現には第二段階の方がはるかに困難が伴い、そのために山外支援者の協力を仰ぐ必要が生じたのである。以下、第一段階と第二段階の質的な差異を念頭に置きながら、所有権獲得の二段階について検証してみよう。

(2) 山林所有権獲得の二段階と山の空間構造

一八九〇年以降の土地所有権について知りうる史料として土地台帳がある。土地台帳とは、一八八九年(明治二二)三月二二日の法律第一三号によって設置された、地租に関する課税台帳である。現在の和泉市榎尾山町の土地については、大阪法務局岸和田支部所蔵の土地台帳から、所有権やその変遷、分筆等の異動を、台帳が閉鎖される一九六〇年に至るまで追跡することができる。

ここでは、施福寺が二段階にわたって所有権を獲得した山林を、山林の空間的広がり注意到意しながら、土地台帳上で把握する。

まず第一段階である。榎尾山の地番壹から五、七から拾、拾六、式拾三から式拾七、四拾式に、一筆の面積が三六町七反歩(余)または三六町八反歩に揃えられた山林一六筆があり、その合計は五八七町七反一三歩となる。所有者は施福寺である。これが第一段階の山林に該当するであろう。したがって史料1の「七畝」は誤記であり、本来は「七反」と記すべきであったと考えられる。

次に第二段階である。土地台帳では、字中院内に付与された三つの地番七拾七・七拾八・七拾九が一葉の台帳用紙に記され、地目は山

林、面積は一三四町一反一畝一歩、所有者は施福寺となっている。この土地については、「明治廿六年十二月聽届民有地成二付三筆二区分シ次欄及次葉二掲記ス/但明治廿六年三月十七日官有地ヲ民有地ニ組換聴許」と沿革が記されている。明治二六年(一八九三)に官有地一三四町歩余が民有地(施福寺所有)に組み換えられたとの記述は、史料1から把握できる第二段階と整合的であり、土地台帳に記される登記年月日「明治廿二年三月廿二日」は、史料1と一致する。山林一三四町歩余の所有権が施福寺に認められたことで土地台帳が作成され、その後山林は三筆に分割され(理由は不明)、七拾七番(四八町四反一畝二二歩)、七拾八番(四七町四反二畝歩)、七拾九番(三八町二反五歩)の土地台帳が作成された。史料1と土地台帳は面積がやや異なり、また土地台帳においても三筆の合計面積は分筆前の面積と合致しないが、この三筆が第二段階の山林に該当すると見てよい。こうして土地台帳において、施福寺が山林所有権を獲得する二段階を確認できた。

では、施福寺所有山林は、どのような空間的広がりを持っていたのであろうか。施福寺所有山林の空間把握は明治後期の「榎尾山全面地図」(図3)によって可能となる。地図は和泉山脈から施福寺所有山林を切り取った形で示し、榎尾川と東榎尾川が形作る二つの谷(道が通っている)を南北方向に通し、山林を区画した模式的な図面である。この図面から、大字榎尾山の全体が施福寺所有山林であったこと、その内部に堂舎や狭小な畑が包摂されていることが窺われる。

模式図の上ではあるが、地番を手がかりに山林の配置を把握できる。まず第二段階の三筆の地番を、地図中央の南寄りに確認できる。「中院内」という字が示すように、一山寺院榎尾山施福寺の中核部分を形づくるのがこの三筆であったと考えられる。

そして、この中核部分を取り囲むように周辺部に広がるのが第一段階の山林群であった。周辺部の土地区画に記入された地番が、第一段階の山林と一致することが確認できる。

このような空間構造の意味は、享保年間の「榎尾山絵図」(第一章)と重ね合わせることでより明らかとなる。絵図は山内に「御朱印引」を配し、本堂や子院など多数の堂舎が山林や岩場に囲まれて密集して建ち並ぶ内部空間と、山林が広がる外部空間(わずかに堂舎が散在する)の区別を表現している。二つの図を重ねると、第二段階の三筆が「御朱印引」内部の空間を形作り、第一段階の山林が周辺の山々であることを明瞭に読み取ることができる。

明治期の榎尾山施福寺が山林所有権を獲得した第一段階と第二段階の区別は、施福寺が立地する和泉山脈の一角(大字榎尾山の全体)における、人為的に設定された空間構造を反映していた。そして二つの山林の間にある空間的な位置づけの違いは、所有権獲得過程の段階的かつ質的な差異とも重なっていることが推測されよう。

この重なりの意味を理解するには、二段階にわたる山林所有権の確立過程を、明治政府による寺社領解体から地租改正への政策展開の中に位置づけて捉える必要がある。第三章でこの点を述べていく。

(3) 第一段階の検証

前節では施福寺が山林所有権を獲得するに至る二つの段階を、土地台帳を手がかりに把握し、二つの段階と施福寺が関係を結ぶ山林の空間構造との対応を明らかにした。しかし史料1の記述は明治三〇年代のものであった。第一段階・第二段階の実態に迫るには、所有権が実現した年代に近い史料で検証する必要がある。そこで本節では明治一〇年代の史料二点を用いて第一段階を検証する。第二段階については章を改めて検証する。

本節で取り上げる第一の史料は、一八七九年(明治一二)に堺県が作成した寺院明細帳¹⁴⁾である。施福寺の明細には「境外所有地」として畑三八筆、墓地一筆とともに「山地」一六筆が書き上げられている(表1)。これらの山林は土地台帳と一致していることから、緒言にある明治八年に近い年代において施福寺が五八七・七町歩余の山林所有権を獲得していたことが確認できる。

第二の史料は、施福寺寺中総代(智積院住職森寫常殿と中之坊住職上杉泰賢)が堺県令税所篤へ差し出した地券書き換えの願書¹⁵⁾である。現在確認できる史料(写し)では願書の年代は不明であるが、明治一二年一〇月二五日付の(堺県)地租改正掛による朱書があることと、直ぐ後に述べる事情から、一八七七年(明治一〇)ないし七八年に作成、差し出されたものと推定できる。願書は、畑一八筆(ただし「消」の印が一筆毎に捺されている)と「山」一五筆を書き上げた後に、「これらの土地は、去る明治九年一〇月中に施福寺住職山本豪順なる者へ御下付されてきたが、同人は明治一〇年五月

に放免となったことから、施福寺は無住である。将来に向け、住職の有無に拘わらず、施福寺名義に書き換えた地券を下げ渡しして欲しい」と述べている。この願書に書き上げられた「山」は一五筆であるが、一部に書き洩らしがあると思われる、それを補うと土地台帳及び寺院明細帳と一致する(表1)。山林一筆ごとの表記は異なるが同一の山林と見られる)。すなわち、この史料によっても、第一段階の山林所有権が、一八七六年(明治九)一〇月時点で、当寺の住職名義で成立していたことが確認できる。

以上二点の史料を検討したことで確認できるのは、次のことである。すなわち、史料1によると、近代の施福寺は、一八七五年(明治八)に五八七町歩余の山林所有権を(当時の住職名義で)獲得した。これが山林所有権獲得の第一段階である。この山林は近世「榎尾山絵図」に描かれた「御朱印引」の外部空間に広がっていたと考えられる。この山林の明細は、一八七九年(明治一二)寺院明細帳や八九年(明治二二)以降に運用された土地台帳によって確認されるが、所有権獲得の起点は七六年(明治九)一〇月にさかのぼると考えられる。以上のことから、史料1に記された、施福寺による山林所有権獲得の第一段階については、裏付けを伴って確認できるのである。

第三章 朱印地と年貢地の近代における捉えなおし

―土地所有権確立の第二段階―

(1) 「山林組替歎願書」の検討

―第一回・第二回請願の論理―

第一章と第二章の検討の結果、榎尾山施福寺が山林所有権を獲得する過程を、一八七五年(明治八)「御朱印引」外部空間五八七町歩余、九三年(明治二六)「御朱印引」内部空間一三四町歩余、の二段階によって把握できることが明らかとなった。山林所有権獲得の二段階は、「御朱印引」の外部空間と内部空間に対応していたのである。また、第一段階に比して第二段階は、請願を繰り返して三回目によりやく認められたことから、より困難が伴ったことも窺われた。第三章では、第二段階の実態に迫るために、施福寺が山林所有権獲得を目指して作成した「山林組替歎願書」を検討する。以下、史料を引用する。

【史料2】

歎願書

大阪府泉郡東横山村大字榎尾 施福寺

一 当寺義ハ従来山林所得ヲ以テ諸堂坊舎ノ管轄、寺院永続ヲ斗り来り候処、明治六年八月中境内外区別御検査トシテ旧堺界官前川廣殿、大西良愛殿御出張ノ際、故住職榎本自照ハ老年ニ付諸般塔中山本豪順へ委任置キシニ、同人故ラニ不実ノ上

表1 榎尾山施福寺の所有山林（第一段階）

地番	「寺院明細帳」(1879年、堺県作成)			「願い上げ奉る地券書き換えの事」(1877～78年、施福寺作成)			
	地目	反別 (反・歩)	山林の呼称	記載順	山林の呼称	反別 (反・歩)	地代銀 (円)
壹	山地	36.7	本谷川西	2	記載なし	36.7	55,000
貳	山地	36.7	本谷拾五町川西	1	不明	36.7	55,000
參	山地	36.8	川東	3	本谷川東嶮	36.8	55,000
肆	山地	36.7	根来谷川西	4	根来谷西嶮	36.7	70,000
伍	山地	36.7	佛ガ岳タキガ谷	5	本谷佛ヶ嶮	36.7	75,000
七	山地	36.8	清水	10	清水嶮	36.8	60,000
八	山地	36.8	葛原	16	葛原嶮	36.8	107,415
九	山地	36.7	青谷	15	青谷嶮	36.6	95,000
拾	山地	36.8	シノ原	14	塩降上花折嶮	36.8	95,000
拾六	山地	36.7	国見	12	国見嶮	36.7	76,000
二十三	山地	36.8	岩屋谷川西	11	唐戸谷札場川西嶮	36.8	55,000
貳拾四	山地	36.7	大鳴川西	13	大鳴川西嶮	36.7	63,000
貳拾五	山地	36.8	大谷深タイ	9	深タワ嶮	36.7	72,000
貳拾六	山地	36.6	大谷	8	大谷嶮	36.8	60,000
貳拾七	山地	36.7	五大尾三桁谷	7	五尾三桁谷嶮	36.7	80,000
四拾貳	山地	36.7	脇ノ谷馬場	6	脇ノ谷弓場嶮	36.7	70,000
反別の合計		587.7			反別の合計	587.7	1143,415

「寺院明細帳」(註14)及び「奉願地券書き換えの事」(註15)より作成。

山林一筆ごとの対応関係を推定して表示した。
地番は土地台帳から補った。

アミ掛けは記載を補い、または修正したことを示す。

申二及ヒタリ、故ニ当寺私有ノ山林ヲ官林ニ御引上ニ相成、諸堂坊舎永続保存ノ目途ヲ失シ困難其極ニ陥リ、目下当寺保存ノ目的ナリ興廢ニ大関係ヲ来シ候ニ付、原来寺附民有地現今官林反別ノ内百三拾五町壹反式歩民有地ニ御引直シ被成下度、偏ニ奉哀訴歎願候間、深ク御憐察ノ上本文ノ旨趣御聽許セラル可キ様御詮議ノ程、伏テ奉歎願候、其要領左ニ

一〔A〕当寺ハ別紙第一号明細書上帳ノ如ク天正年間織田信長公ニ敵シ、寺院没収ノ上、山年貢米四拾七石五斗（字未明）シラレ、文禄年中太閤秀吉公ノ御時代ニ至リ本堂其外塔中寺院ノ敷地ニ対スル山貢租米寺屋敷六石ヲ御朱印ニ賜リ、殘四拾壹石五斗ハ明治八年地租御改正ニ至ル迄上納致来リ、〔B〕旧来ノ現境内、則チ六石ノ御朱印地ヲ除ク外ハ悉皆寺付民有山林ニシテ、夫々小作米ヲ収メ、近傍人民工賃渡置タルニ、右山本豪順ナルモノ無謂慾心ヲ生、現境内ハ都テ除税地トナルベキニ付、可成広濶ニ致シ置候得者跡策ナリトシ、維然四拾壹石五斗ノ貢租地中朱印地ニ接続セル部分、即チ今ノ官林ヲモ現境内ナル旨上申二及ヒタルニ、出張官前川大西ノ両官其誤認ナルヲ諭示セラレタルモ敢テ朱印地中ナル旨答申主張セシヨリ、一旦御帰臈御評議ノ上再ヒ御出張、終ニ上申ニ任セ七実地測量セラレタリ、然レトモ当時何等心得サルヨリ如何ノ御処分ニ可相成モノ歟承知不致、依然現境内地ニ据置カル、モノト心得、明治八年地租改正下調ノ節ハ住職榎本自照義既ニ死亡セシヲ以テ、山本豪順後住職トナリ倍々慾心増長シ、現境

内ト為セハ己レカ自由ニ支配シ得ヘキモノト思考シ、反別帳差出候処、〔C〕実地丈量御調査ノ上、現今境内反別壹町壹反五畝七歩ヲ除クノ外悉皆官林ト相成（第三号証ニアリ）タルヲ以テ堂舎各坊永続保存ノ目途ヲ失シ困難其極ニ陥リタル次第二候条、何卒古跡保存ノ厚キ往古勸願所タル当寺諸堂坊舎ノ永続ヲ思召サレ、元七拾ヶ坊敷地廢寺其他反別四町七反九畝廿六歩（改正ノ際正當官林ト成ルヘキ分）ヲ官林トナシ、元貢租仕来リタル山地ヲ悉皆更ニ民有地ニ御引直シノ御詮議相成候様歎願スルニアリ、前章縷述ノ如ク地租改正ノ際故兩住職ノ誤認シ虚妄ヲ申立タルニヨリ目下当寺保存ノ目途不相立興廢ニ大関係ヲ生シ万不得止爰ニ奉歎願候也

明治廿二年七月三十日

大阪府和泉国泉郡東横山村大字榎尾山

施福寺兼住職

滋賀県近江国滋賀郡阪本村

比叡山延曆寺中実藏坊住職

權大僧正 坊城 皎然（印）

施福寺々々中

中之坊住職 律師 上杉 泰賢（印）

觀音院住職 律師 岩本 泰運（印）

蓮花院住職 律師 奥谷 快覺（印）

井ノ上坊住職 律師 森嶋 盛巖（印）

施福寺并寺中信徒惣代

和泉国泉郡東横山村大字福瀬

小川 孫 市 (印)

同国同郡同村大字善正 岸 脇 楠太郎 (印)

同国同郡同村大字南面利 井 上 十一郎 (印)

同国同郡同村大字岡 神 倉 藤太郎 (印)

同国同郡西横山村大字北田中

横 山 惣十郎 (印)

同国同郡同村大字仏並 小 林 長十郎 (印)

同国同郡南池田村大字国分

三 浦 楠五郎 (印)

同国同郡西横山村大字坪井

澤 徳次郎 (印)

同国大鳥郡美木多村大字別所

前願之趣申出ニ付奥印候也 奥 野 正 作 (印)

東横山村村長 毛 利 三 郎 (印)

大阪府知事 西村捨三殿¹⁶⁾

この歎願書は一八八九年(明治二二)七月三〇日、施福寺兼住職坊城皎然、施福寺寺中(子院住職四名)、「施福寺并寺中信徒惣代」(一山寺院としての施福寺と、施福寺を構成する子院の双方の信徒惣代という意味であろう)の合計九名が、施福寺の所在地である泉郡東横山村(同年四月の市制町村制施行で発足)村長の奥印を得て、大

阪府知事西村捨三あてに提出したものである。府庁は、歎願書に番号を付して受け付けた後、「願の趣、聞き届け難し」(八月五日付)の書き込みとともに、施福寺へ返送した。歎願は失敗に終わったのである。施福寺は出願に際して、近世文書の写しや、それまでの山林をめぐる経緯を示す文書を証拠書類として添付した(表2)。本節では歎願書とともに、これらの証拠書類をも読み解き、施福寺による土地所有権獲得に向けた格闘を再構成していく。

まず歎願書を検討しよう。本文は二つの段落から成る。第一段落は、以下のように解釈できる。

「施福寺は従来山林から得られる所得を建物の修繕にあて、寺院永続を図ってきた。明治六年八月、境内外区別の検査のため、旧堺県官員の前川廣・大西良愛両氏が施福寺へ出張してきた。その際、故住職榎本自照は老年のため、諸般の事務を塔頭(子院)住職山本豪順へ委任したところ、豪順は故意に不実の上申に及んだ。ゆえに、施福寺が所有してきた山林は官林へ編入されることになり、寺院堂舎を永続的に保存する道筋を失い、困難に陥ってしまった。目下、山林所有権が施福寺の永続保存の目途及び興廃に大いに関わっている。そのため、本来は施福寺付の民有地であった、現在の官林のうち反別一三五町一反二歩を民有地へと引き戻したく、歎願するものである」

第一段落に記された重要な事実として、一八七三年(明治六)八月に境内外区分を検査するために、堺県から官員二名が出張してきたことに注目したい。これは、明治四年正月五日の太政官布告によ

る寺社領上知処分を、地租改正が進行するなかで、寺社境内の確定と土地の官民有区分を連動させる形で政府が実施していくプロセスの具体的な表現である。近世榎尾山の場合、寺領とは「榎尾寺屋敷分」として江戸幕府に認められてきた六石の朱印地である。ここでは、歎願書が旧寺領の上知処分に対する寺側の対応を問題にしていることに注意したい。歎願書には、検査に対応した寺僧二名が登場する。近世においては、比叡山にいる学頭の下に統轄される七〇子院の集合体である寺中が、榎尾山の実体であった。しかし近代になると個人としての施福寺住職が置かれるようになり（横山編）、文殊院住職であった自照が施福寺住職に就任していたのである。また明治初年には井上坊住職として豪順の名が確認できる。堺県による検査への対応を自照から託された豪順が故意に不実の上申をしたため、施福寺が所有してきた山林が官林へ編入されることになったと、歎願書は述べるのである。この山林の面積は一三五町歩余とされていることから、歎願書は、第二節で検討した施福寺による山林所有権獲得の第二段階に対応していることが明らかであり、第二段階のうち第二回請願に当たるのが、ここで検討している歎願書（史料2）なのである。

続いて第二段落を検討しよう。第一段落の末尾に「其要領左二」とある。第二段落で施福寺は、添付資料を引用しながら、さらに踏み込んで事情を説明している。三つの部分に分けて解釈する。

〔A〕「施福寺は、第一号証にある通り天正年間信長に寺領を没収された上、山年貢四七石五斗を賦課され、文禄年間には秀吉によつ

て本堂や子院敷地を六石分の朱印地に認められ（年貢収納を認められたということ）、残り四一石五斗を一八七五年（明治八）地租改正に至るまで上納してきた。旧来から続いてきた現境内、すなわち六石の朱印地は悉皆寺付きの民有山林であり、近隣の人民に貸し渡して小作料を収納してきた」

天正九年（一五八一）三月から五月にかけて榎尾山が信長の攻撃を受けたことは、『信長公記』に記述がある（横山編）。そして同じ年に信長の軍勢が泉州松尾寺を破却したことを日輪院長瑜が書き留めている。長瑜はその中で、榎尾山の寺領没収や堂舎破壊に触れている¹⁷。以上から、「寺院没収」までは、裏付けの得られる記述といえよう。しかし続く山年貢や秀吉の時代に関する事柄は、事実とは異なる記述になっていることに注意したい。和泉国では文禄三年（一五九四）に太閤検地が行われた。この検地の結果、榎尾山は寺屋敷分六石を朱印地として認められ、同時に周辺の山に対して山年貢四〇石が賦課されることになった（横山編）。近世榎尾山が土地（山）に対して取り結ぶ関係の基本は文禄検地を通じて形成されたのである。歎願書は、信長に山年貢を賦課され、秀吉によつてそのうち六石を朱印地とされたと述べる。しかし実際には、延宝検地によつて山年貢四一石五斗とされたのであった。歎願書のこの部分は事実と異なる記述である。ただし歎願書の訴えとしては、近世には一貫して山年貢を上納してきたこと、そして上納は地租改正まで続いたことの主張に主軸がある、ということを確認しておきたい。

続いて、第二段落の中段である。

表2 「山林組替歎願書」(施福寺所蔵文書、蔵1—箱12—32)の構造(『市史紀要6』所収の施福寺所蔵文書目録を参照して作成)

①	<p>〔副願書〕(山林組替の詮議願い) 1889年(明治22) 7月30日 天台座主大僧正 大相寛宝 → 大阪府知事 西村捨三</p>	
②	<p>山林組替歎願書 1889年(明治22) 7月30日 大阪府和泉国泉郡横山村大字榎尾山 施福寺兼住職 坊城政然 施福寺寺中中之坊住職律師 上杉泰賢ほか3名 → 大阪府知事 西村捨三 施福寺并寺中信徒惣代 小川孫市ほか8名</p>	
③—0	<p>〔表紙〕「第壹・貳号参考書」 〔朱印状の写し〕(施福寺朱印地6石につき) 寛文5年(1665) 7月11日 覚(榎尾山分難木木柴林儀、仏並村帳面に記載につき書き遣わし一写し) 延宝7年(1679) 3月8日 岡部内膳正内檢地物奉行 宮崎清兵衛・佐々甚左衛門 → 榎尾山寺僧中 往古寺領並御朱印地明細書上控(写し) 天明4年(1784) 10月 和泉国泉郡榎尾山年番多間院、仏並村庄屋治兵衛 → 寺社奉行役所</p>	<p>・「甲号」 ・「乙号」 ・「丙号」</p>
④—0	<p>〔表紙〕「第貳号参考書」 御願(地券書き換えにつき反地券御下げ渡し願い) 1883年(明治16) 12月27日 和泉国榎尾山施福寺代理 青木鎌三 右青木鎌三病氣につき代理 土居昇治 → 大阪府知事 建野郷三 奉願上地券書換之事(年月日不明) 榎尾山施福寺住職 山本豪順、寺中惣代霊山院住職 寺田孝覚、中之坊住職 上杉泰賢 → 堺県令 税所篤 奉願上地券書換之事 1879年(明治12) 10月29日 榎尾山施福寺寺中惣代智積院住職 森島常藏、同中之坊住職 上杉泰賢 → 堺県令 税所篤</p>	
⑤—0	<p>〔表紙〕「第三号参考書」 官有地ヲ民有地ニ御引直シノ御願 1883年(明治16) 9月28日 榎尾山施福寺住職 森島常藏、施福寺寺中惣代中之坊住職 上杉泰賢、信者惣代 小川孫市・小林長十郎 → 大阪府知事 建野郷三</p>	

〔B〕「旧来から続いてきた現在の境内、すなわち六石の朱印地を除く他は全て寺付き民有山林なのであり、近隣の人民へ貸し渡して小作料を収納してきた。しかし山本豪順はいわれなき欲心を起し、境内の内部は（境内外区分で境内と判定されることはほぼ確実なので、その結果）「除税地」（第四種官有地）に組み込まれることから、なるべく広範囲を境内と申告しておけば後の税金（地租）対策となるだろうと考えた。この考えから、依然として四一石五斗の山年貢地である山林のうち、朱印地に接続する部分、すなわち現在の官林も現境内である旨を上申するに及び、出張官前川・大西両氏はその誤認であることを指摘したが、「山本豪順が」現在の官林が朱印地に含まれる旨を強く主張するため、一旦県へ持ち帰り評議の上、再び〔施福寺へ〕出張、最終的には上申通り実地測量を行ったのである。しかしその時は心得がなく、いかなる処分となるものか承知せず、依然として現在の官林が現境内地に据え置かれると豪順は心得ていたのである。一八七五年（明治八）地租改正の際には楨本住職はすでに死亡し、豪順が跡を継いだことからますます欲心を増長させ、山林を現代の境内とすれば自己の自由に支配しようと考え、反別帳を差し出したのである」

第二段落の〔B〕では、境内の範囲が論点となっている。冒頭の記述によると、書き手は「旧来ノ現境内」と「六石ノ御朱印地」を同一視しているようである。しかし第一号の丙号によると、楨尾山に認められていた朱印地は建物の敷地に限定されていた（史料は、正確には建物敷地のうち朱印地部分だけの書き上げ。四町余の空間

が建物の敷地として分割されていたのが朱印地）ことに注意が必要である。

歎願書は、境内外区分に対する豪順の対応に問題があったと述べている。近世以来、山林は全て山年貢地であったところ、豪順は意図的に境内に組み込んで申告したというのである。豪順が申告の結果を、山林は境内に留め置かれると理解していたかのように読み取り得るが、この点を立証することはできない。ただし史料が豪順の行為について述べる中で「貢租地中朱印地ニ接続セル部分」を境内と申告した、と表現している点は注目される。ここは堂舎や子院建物と一体になっている山林、すなわち「御朱印引」内部の山林について述べていると理解できるのではないだろうか。

歎願書のこの部分には証拠書類参照の指示はないが、この点に関わるのが第二号証の2（表2の④―2）であろう。2は字中院内（＝御朱印引内の空間に相当）の山林約一四〇町歩の地券の名義を、自照から豪順へ書き換えるよう堺県令に申請した願書（年月日不明）の写しである。この願書に対し、（堺県）地租改正掛は聴き届く旨の朱書を施している（ただし明治一七年に大阪府が取り消し）。施福寺が2を歎願書の証拠書類に採用した意図は、問題となっている山林の地券が存在し、それが住職名義であったことを示すことにあつたであろう。

〔C〕「実地測量調査の結果、「現在の境内」反別一町一反五畝七歩を除くほか、悉皆官林となつてしまった（第三号証）。このため堂舎・僧坊を永続的に保存する用途を失い、困難の極みに陥つてし

まった。伝統ある当寺の永続をおぼし召され、元七〇ヶ坊の敷地その他の反別四町七反九畝二六歩（地租改正の際、正当に官林となるべき部分）を官林とし、年貢を納めてきた山の悉皆を民有地へ引き戻すよう詮議されるよう歎願する。述べてきたとおり、地租改正の際、故両住職の誤認により虚妄を申し立てた結果、目下当寺保存の目途が立たなくなり、寺院の興廢に深く関わることとなり、やむを得ず歎願するものである」

実地測量調査を受けたところ、豪順による操作が介在したため、山林の全体が官林となつてしまつたと述べている。この山林は表2のうち④―2にある、字中院内の山林一三九町八反九畝二九歩であることを確認しておきたい。ここで第三号証参照の指示がある。第三号証は一八八三年（明治一六）九月二十八日に施福寺が大府知事に提出した請願書（表2の⑤）である。これは、「榎尾山施福寺永遠維持定則」の「緒言」（史料1）が「第一回請願」と述べているものに当たる。施福寺はこの請願において、山林の民有処分を請願するに至つたのは、豪順による不正の結果だと述べている。〔B〕の事情を詳しく説明する意図であらう。

〔C〕の特徴として、「元七拾ヶ坊敷地廢寺其他反別四町七反九畝廿六歩」（『横山編』二八一ページ）への論及がある。施福寺はこの空間については、地租改正を通じて、正当に官林となるべき部分と認識していた。この反別から、第一号証のうち丙号、すなわち近世の堂舎敷地（＝旧朱印地）部分を指していることがわかる。旧朱印地ゆえ、寺社領上知処分の対象となることに異議はない、との表明

なのである。そして近世後期における子院の無住化と減少傾向（『横山編』を参照）を念頭に置くと、明治期においてはこれらの建築物のうち少なくとも一部分がすでに失われ、中には山林に戻つていた部分もあつたことが想像される。その一方で本堂のように、火災を経験しながらも再建、維持されてきた建築物も存在したはずだが、それらを含めて旧朱印地部分はすべて官林への編入を認めているのが施福寺の立場であつた。

つまり〔C〕を読むことで明らかとなるのは、一八八九年（明治二二）時点での施福寺の主張は、①近世朱印地は上知処分、官林編入で正当、②現在の境内は現状維持（第四種官有地）、③近世の山年貢地はすべて民有処分を求める、の三点がセットになつていたということである。以上のように歎願書（史料2）を読み解くことで、明治前期における施福寺による土地（山林）所有権獲得過程のうち、「御朱印引」内の空間に関する展開が、徐々に明らかになつてきたといえよう。以上が「山林組替歎願書」の解釈である。

（2）一八八三年（明治一六）請願のその後

―第二回請願の前提―

一八八三年（明治一六）の請願（第一回）に続いて、官林に編入された字中院内山林に対する所有権への確信を施福寺が深めることになる出来事があつた。「榎尾山土地券惣数拾七通二対スル旧新租税決算表」¹⁸（以下「決算表」と略記）と題する書き付けから、施福寺の立論を読み取ってみよう。

一八八七年（明治二〇）四月、施福寺は大阪府より租税の過剰納付分として一六〇一円三三銭六厘の下付を受けた。決算表は、下付金の根拠を精査し、その意味するところを明らかにしたものである。以下、施福寺による精査のプロセスを追ってみよう。

施福寺は、明治八年から一七年の間、所有山林七二一町歩に対して近世以来の山年貢を基礎として納税してきた。その年額二〇七円五〇銭は、山年貢四一・五石に一石あたり五円（米価に換算）を乗じた金額である。一〇年間の納税額は①二〇七五円となるが、その内訳は②民有山林分一六八九円四六銭四厘と③官林分三八五円五三銭六厘である。②民有山林分と③官林分の割合は、地租改正で打ち出された面積を根拠とする。ここで確認すべきは、施福寺は地租改正後の一〇年間、近世以来の山年貢を基礎に算出した金額を租税として納付し、大阪府（一八八一年二月までは堺県）もそれを収納してきたということである。

一八八七年（明治二〇）に至り大阪府は七五年から八四年に納付された①二〇七五円のうち、同じ期間の民有山林に対する地租④四七三円六七銭四厘を収納額として確定した。ここで大阪府は、②から④を引き去った金額⑤一二二五円七九銭に、③官林分（山年貢ベースの納付額）を加えた⑥二六〇一円三三銭六厘を過剰分として、施福寺に下付したのである。一八七五年（明治八）から一七年の間、施福寺は山年貢を基礎とする金額①を所有山林に対して納税してきたが、その金額は本来納税すべき地租④に対して約四・四倍に上っていた。この経緯に対して大阪府は、七五年から八四年の期間に施

福寺が納めるべきは民有山林に対する地租④のみ、という認識に立ち、行政的な手続きを進めたのであった。

この手続きを施福寺はどのように受け止めたのであろうか。ここで史料二点を検討する。前者は決算表の前半で納税額に関する計算を書き上げた後の記述、後者は決算表の後半で下付金の根拠を精査した後の記述である。

【史料3—A】

以上ノ如ク細別計算シ来レバ、明治八年則地租改正以来、官林ニ歸シタル山林百三拾四町壹反壹畝拾壹歩ノ地所ニ対スル地租ハ徴収相成ラサルモ、文禄三年以後明治七年迄ハ全ク毎年貢米四拾壹石五斗ツ、上納致シ来リタル事巖然ニ御座候

【史料3—B】

右之通明治八年ヨリ同拾七年マテ幕政ノ頃（乙号証）ヨリ納租致来リタル榎尾全山七百弐拾七町六反拾壹歩之地租壹ケ年米四拾壹石五斗代価弐百七円五拾銭ノ割ニテ上納致シタルモ明治廿年ニ至リ現今官林ト相成タル分ヲ除キ反別五百八拾七町七反拾壹歩ニ対スル地租ノミヲ引去リ残金ヲ下付セラレタルモノニシテ、則明治八年地租改正後ハ無論現今ノ官林ニ対スル租税ハ上納セサルモ明治七年マテハ旧租額通り四拾壹石五斗ツ、上納致シ候事

二つの史料が共通して確認していることは、「地租改正後は官林に編入された山林の地租は徴収されなかったが、近世から明治七年までは山年貢四一・五石を山林全体に対して上納してきた」ということである。ここから導かれたのは、地租改正（実際には境内外区分検査の枠組みも機能した）での官林編入が誤りであったとする論理と、近世の山年貢に対する証拠書類の必要性への認識であっただろう。事実、史料3―Bで「乙号証」に論及していることから、決算表が歎願書の準備書面であったことが理解されよう。こうして一八八七年（明治二〇）の下付金は、八九年請願（第二回）の前提をなしたのであった。

(3) 第三回請願

ここまで、「山林組替歎願書」（史料2）の検討を通じて、第一回・第二回請願の経過をトレースしてきた。では、第三回請願はどのように把握できるのであろうか。施福寺所蔵文書には、第三回請願とその結果を直截に物語る史料は確認されない。本節では、遠回りとなるが、周辺の史料を検討して、第三回請願の経緯と結果を跡づけていく。

まず、次の史料の検討から始めよう。

【史料4】

謝状

当山元貢租山林之内、御一新之際官林ニ編入相成居候山林引戻

願二付、明治廿三年十一月中実地調査検査官参着ノ為メ、近傍村々即ち貴村及大鳥郡別所村、泉郡松尾寺村、国分村、福瀬村、九鬼村、岡村、善正村、南面利村、右各村旧検地帳借受候処、延宝七年岡部内膳正検地之節、当山へ差遣置有之候山検地書二有之通り貴村検地帳ニも有之ヲ以、該帳借受其俣大阪府へ差出し置候処、今般用済ニ付当山検地書ト共ニ府庁ヨリ受取、依之貴村ヨリ借受帳謝状相添、及御返戻候也

明治廿六年七月廿七日

泉郡西横山村大字仏並御中⁽¹⁹⁾

泉郡東横山村大字榎尾山施福寺

この史料からまず確認しておきたいのは、官林に編入された山林の民有処分に関して、一八九〇年（明治二三）一月に実地調査が行われたということである。おそらく大阪府から官員が榎尾山に出張してきたのであろう。先に確認したように、第二回請願は一八八九年（明治二二）八月五日に却下されていた。それから一年三ヶ月後に実地調査が実現しているのである。第二回請願の却下後、まもなく施福寺は第三回請願の手続きに向かったものと思われる。

そこで第二に読み取りたいのは、この実地調査において、仏並村の延宝七年検地帳の記述が重要な証拠となったということである。施福寺は実地調査に備えて、横山谷や周辺村々の延宝検地帳を調査した。松尾寺村が含まれているのは、一山寺院松尾寺の状況が施福寺に近似すると考えられたのであろうか。その結果施福寺は、仏並

村検地帳の記載が、延宝検地の際に当時の榎尾山へ下付された「山検地書」と同様であることを見出したのである。「山検地書」の記載とは、第二回請願書で写しを提出した、第一号参考書の乙号であろう(表2)。

つまり第二回請願では施福寺が所有していた「山検地書」(の写し)を提出していたところ、翌年の実地調査で施福寺は、仏並村から借用した延宝検地帳の現物を証拠書類として提出したのである。このことよって、乙号の内容、つまり近世榎尾山が山年貢(延宝検地以後は四一・五石)を「雑木柴山」の保有に対して賦課されていた事実が裏付けられたのである。

そして第三に、この実地調査以後は、官林編入山林(「御朱印引」内部の山林)の民有処分問題は施福寺の望む方向で解決が図られ、民有処分が決着した時点(一八九三年―明治二六―)で施福寺は謝状(史料4)を添えて検地帳を仏並村に返却したと読み取ることができよう。九三年七月二七日に謝状が作成され、この時点で検地帳が「用済」になっていたとの記述は、九三年三月二二日に請願の目的を果たしたと述べる史料1と整合的である。こうして、史料4を手がかりとして、延宝検地帳に記された榎尾山への山年貢賦課の事実が第三回請願において決め手となり、九三年に至って民有処分が実現した、という経過を把握することができるのである。

おわりに

本稿で明らかにしてきたことをまとめておく。

第一に、近世幕藩制国家が承認してきた、山年貢地と朱印地という近世榎尾山における複合的な土地の構成を、「榎尾山絵図」(図2)が表現する空間構造に即して把握した。榎尾山に対する山年貢賦課については、延宝検地帳の記載から、山全体が山年貢地であったことを確認した。朱印地は諸堂舎や子院群の敷地に分割されて存在していたが、そのような建物群が立地するのが「御朱印引」の内部空間であった。

第二に、近代の施福寺が土地(山林)所有権を獲得するに至る二つの段階が、山の空間構造と対応していることを明らかにした。一八七五年(明治八)から七六年に実現した第一段階において、施福寺は周縁部山林の所有権を獲得した。この空間は、「榎尾山絵図」の、「御朱印引」の外部空間に対応する。九三年に実現した第二段階は字中院内の所有権獲得であり、この空間は一山寺院の中核をなす「御朱印引」内部に対応する。すなわち、近世「榎尾山絵図」が表現する山の空間構造は、地租改正を通じて土地一筆ごとの面積や所有者を確定する際の空間把握に引き継がれたのである。

第三に、施福寺による山林所有権獲得の第二段階に至るプロセスを検証した結果、寺社領上知処分から地租改正(具体的には境内外区分検査が遂行される)に至る土地政策の施福寺における展開と、それへの寺側の対応が存在したことを見出した。検査への住職の対応に不正ないし混乱があったことから、字中院内の全体が官林に組み込まれることになってしまった。施福寺による山林民有処分の請願は、次に示すように三度にわたった。

【第一回請願】

一八八三年（明治一六）九月二十八日 大阪府知事あて

字中院内の山林三筆（一三九町八反九畝二八歩）の民有処分を請願。これらの土地は、住職の不正で官林に組み込まれてしまったが、六石の朱印地（屋敷地）の他は全て年貢地のはず、と主張。

【第二回請願】

一八八九年（明治二二）七月三〇日 大阪府知事あて

一八八七年（明治二〇）、租税の過剰納付分を府から下付されたことを契機に、施福寺は、地租改正の開始時点まで山の全体に対して山年貢を負担してきたことに確信を深める。三点セットの認識①②③近世朱印地は上知処分、官林編入で正当、②現在の境内は現状維持、③近世の山年貢地はすべて民有処分を求める）に基づき、一三五町一反二歩（第一回請願の面積から①を差し引いた面積）の民有処分を請願。山年貢と朱印地の経緯を捉え返し、認識を深めた結果を反映した請願となった。

【第三回請願】

請願の年月日等は不明

一八九〇年（明治二三）一月に大阪府による実地調査があった。

施福寺は、山年貢の記載がある仏並村検地帳の現物を府に提出した。九三年に至り、「字中院内」山林の民有処分が認められる。

見られるように、寺社領解体から地租改正へと展開する明治政府の土地政策の下で、字中院内、すなわち「御朱印引」の内部空間をどのように位置付けていくのが論点であった。「字中院内」という空間における近世以来の土地所有構造を、近代的土地所有権の論理に適合する所有形態へと再編するという課題が浮上したのである。本稿ではこの課題に直面した施福寺側において、旧朱印地、境内、そして山林の歴史的経緯に対する、当事者による捉え返しがあったことを明らかにした。請願に携わった人びとは、施福寺における土地所有構造の再編に向け、政策の展開に対応しつつ主体性を発揮したと評価できよう。本稿で明らかにしたこれらの事実が、史料1が表現した経緯とは位相を異にしていることに注意しておきたい。本稿では施福寺による山林所有権獲得の第二段階という、史料1が記すのと同じプロセスを跡づけたが、史料1の書き手には山林所有権の獲得に功績のあった人物を銘記することへの意識がはたらいっていたことが浮かび上がるのではないだろうか。つまり、「榎尾山施福寺永遠維持定則」が、その「緒言」も含め、当寺の山内情勢の産物という性格を有していたことが確認できる。本稿では、史料1から基本的な情報を得ながら、寺の対応を論理的に再構成する作業を行ってきたのである。

最後に、残された課題を記しておく。史料1はその冒頭で、明治維新に伴って、「諸堂坊舎敷地并墳墓地」を除き、所有民有地を政府に没収されたと述べる。これは近代移行期における土地所有構造

再編の出発点となる出来事であったが、この土地（山林）没収はなぜ発生したのであろうか。本稿では後年の史料を手がかりとして、租税滞納が原因とする理解に止めたが、一八七五年（明治八）ないし七六年に山林五八七町歩余の下げ渡しがあったということは、寺側から何らかの対応があったと考えられる。この点は、施福寺による山林経営を検討する別稿で取り上げることにはしたい。

〔付記〕 本稿は、桃山学院大学総合研究所の共同研究プロジェクト（6共271「近代日本の社会問題とそれへの対応」）による成果の一部である。

註

- (1) 拙稿「近代における施福寺の経営と山林所有」和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第6集 槇尾山施福寺の歴史的総合調査研究（第一分冊）』（和泉市教育委員会、二〇〇一年、以下『市史紀要6』）と略記する所収。
- (2) 和泉市史編さん委員会編『和泉市の歴史1 横山と槇尾山の歴史』和泉市、二〇〇五年。以下『横山編』と略記する。
- (3) 岩田真美・梶原健真編『カミとホトケの幕末維新』法蔵館、二〇一八年。
- (4) 松沢裕作編『森林と権力の比較史』勉誠出版、二〇一九年。
- (5) 『市史紀要6』にトレース図が掲載されている。
- (6) 『山林組替歎願書』（槇尾山施福寺所蔵文書、蔵1箱12―32）所収の写し。以下、施福寺所蔵文書については、「施」と略記する。
- (7) 天明四年（一七八四）一〇月「往古寺領並御朱印地明細書上扣」。前掲『山林組替歎願書』所収の写し。
- (8) したがって、「槇尾山絵図」に関する、『横山編』の「いうまでもなく、『御朱印引』で囲まれた部分が朱印地である」（二五四ページ）という記述は再検討が必要である。

- (9) 明治四年（一八七二）正月五日の太政官布告。『法令全書』には、明治三年一二月に達せられた布告であるが、発令は明治四年正月になったとの註記がある。
- (10) 「施」蔵3―本箱2―3―①。以下「定則」と略記する。
- (11) 明治維新に伴う山林没収の原因は租税滞納であったと記す史料は複数存在する。「山林整理三付日誌議事録」（「施」蔵3本箱7―1―①）所収の「山林永小作設定ノ事由」、「天台宗務庁ニ係山林売却副願綴并ニ認可書」（「施」蔵3本箱7―6）所収の「長期小作ニ関スル沿革ノ大要」。いずれも山林永小作契約を明治末期に整理するにあたって維新时期を振り返る文脈で、租税滞納に論及している。これらの史料については前掲拙稿で検討したが、別稿で明治初年に即して再検討する予定である。
- (12) 一八八九年（明治二二）四月一日に市制町村制が施行されたので、毛利三郎の肩書は「元戸長」となるはずである。第三章で検討する同年七月の歎願書では、毛利は「泉郡」東横山村村長」となっている。
- (13) 「大阪府泉北郡横山村大字槇尾山全地面図（但官簿ノ写）」。天台宗務庁ニ係山林売却副願綴并認可書」（「施」蔵3本箱7―6）所収。
- (14) 「寺院明細帳 泉北郡（その2）」大阪府公文書館所蔵。この史料の本文部分は、一八七九年（明治一二）七月に堺県が泉郡管下の寺院を調査して作成した台帳を、堺県の大府編入（八一年七月）以降のある時点で、現在の罫紙（大阪府のもの）に筆写したものと考えられる。『和泉市史紀要 第28集 近現代和泉の調査・研究Ⅰ』（二〇一九年三月）所収の解題（森下徹執筆）を参照した。同書は、施福寺をはじめとする寺院明細帳の翻刻を掲載している。
- (15) 「奉願地券書換之事」（前掲『山林組替歎願書』所収の写し）。
- (16) 前掲『山林組替歎願書』所収。
- (17) 和泉市史編さん委員会編『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』和泉市、二〇〇八年。
- (18) 「施」鐘楼箱2―215。
- (19) 「施」鐘楼箱2―217。

（二〇二二年七月四日受理）

Acquisition of Land Ownership by Sefukuji Temple on Mount Makio During Japan's Transition to Modern Times

SHIMADA Katsuhiko

Sefukuji Temple on Mount Makio in Izumi, the southern part of Osaka named Senshu Region, is a traditional *issan* temple, which is a collection of sub-temples and monks in one location. This paper elucidates how Sefukuji Temple acquired the land ownership recognized by the state of Japan in the transition to modern times. The study focuses on the following two processes. The first is how the spatial structure of the mountain and the sub-temples were connected to the complex legal structure. They were partly subjected to mountain land tax and partly exempt from tax as the estate of a temple. These were approved under the early modern feudal system; thus, we understand these factors as the historical premises of the transition period to modernity. The second is to clarify specific ways that the temple responded to the Meiji government's land policy that developed from the disposition, or confiscation by the government, of the estates of temples and shrines to the land tax reform. This paper first explains that it is possible to understand the complex legal structure of the mountain in the modern era according to its spatial structure represented in the "Picture Map of Mt. Makio." Second, it shows that the two stages, which led to the acquisition of land ownership by the temple in the modern era, correspond to the spatial structure of the mountain. Finally, it presents how Sefukuji Temple researched its own historic documents to examine its relationship with the land and the surrounding area since the early modern era, and how they utilized that information to construct an argument to demand land ownership from the government.

Keywords: Sefukuji Temple on Mount Makio, land ownership, spatial structure, the disposition of the estates, land tax reform